

中国における涉外仲裁判断の取消

Setting Aside of Foreign-related Arbitral Award in China

陳 勝

桐蔭横浜大学大学院法学研究科博士後期課程

2006年9月12日 受理

I はじめに

仲裁の発展史から見ると、裁判所と仲裁との関係が、三つの段階、すなわち①裁判所が干渉しない段階、②裁判所による過度な干渉、支配段階、③裁判所による適当な監督段階を経過し発展して来たことが分かる¹。現在では、仲裁判断に対する取消制度は、司法監督の一環となり各国にとって仲裁分野の発展象徴として位置づけられる重要な制度である。中国法では、仲裁判断に対する司法監督が二つに分けられている。すなわち国内仲裁判断と涉外仲裁判断である²。

広義によれば、法律上の関係における主体、客体及び内容という三要素において何れかが中国大陸以外、すなわち香港、澳門、台湾または外国と関われば、国際仲裁或いは涉外仲裁だと言える³。人民法院は、涉外要素を持っていない国内仲裁判断に対し実体上の問題から審査するが、涉外仲裁判断に対しては、手続上の問題しか審査せず、しかも、社会公共利益上の問題を審査しない場合もある⁴。このように、涉外仲裁判断の場合、国内仲裁判断と比べ当事者にとっては、緩くて便利で

ある。なお、実体上の問題というのは、当事者が実体法上における権利、義務を巡り生じた紛争であり、これに対し、手続法上において生じた紛争が手続上の問題だという。

そこで、本論文では、中国における涉外仲裁判断の取消事例を紹介し、それを通して中国での国内仲裁判断と涉外仲裁判断の区別がある仲裁判断取消の現状を明らかにし、学説にも触れて検討していく。

II 仲裁判断の取消

1. 意義

仲裁判断の取消というのは、仲裁判断所在地の裁判所が、当事者の請求に基づき当該仲裁判断に対し審査した上で、法的強制力を有しないと判断した結果であり⁵、当事者にとって一つの救済手段である。特に、国際商事仲裁の場合は、立法及び実践上から見れば、仲裁判断所在地の国の裁判所だけが取り消す権限を有するのであり、他の国の裁判所は承認と執行を拒絶するしかできない。すなわち訴訟排他的管轄権である⁶。仲裁判断取消制度は、一方で、当事者にとって両方とも利用できる権利であるため、当事者双方の利益を

同時に保護するような目的を遂げ、他方で、司法監督の機能を強化し仲裁廷に公正審理を促進させる⁷。

学説では、仲裁判断の取消訴訟について三つの見解があり、「給付的訴訟説」と「確認的訴訟説」と「形成的訴訟説」である⁸。

「給付的訴訟説」について支持する学者によれば、仲裁判断が仲裁廷により下されたものであり、裁判所によるものではないため、裁判所は直接それを取り消すことができない。そこで、原告が取消訴訟を提起したのは、仲裁判断の効力を主張しないようにと被告に命じるという請求を裁判所に申し立てることであり、被告に対する給付の訴えだという。

「確認的訴訟説」について支持する学者の見解によれば、当事者双方にとって仲裁契約を結ぶ狙いは、有効な仲裁判断を取得するためであり、仲裁判断に瑕疵がある場合、当事者に対し拘束力を失うのだから、原告が裁判所において取消訴訟を提起したのは、仲裁判断による拘束力がないことを確認するためであるという。

「形成的訴訟説」について支持する学者の見解によれば、当事者には、取消を主張する権利がある。この取消権は、当事者にとって「形成権」であり、原告が裁判所の判決による法律関係の発生、変更、消滅或いは他の事項を求めるため、主張し訴訟を提起するのだから、裁判所は、原告の主張が合理的だと認めれば、仲裁判断が取り消される。

「形成権」について、一般的な理解は、自己の一方的行為によって相手方との間での法律関係に変動を生じさせうる権利だという意味であり、取消権、解除権、買戻権などが含まれている。裁判所は、原告には仲裁判断に対する取消権という「形成権」があると認め判決或いは裁決を通じその「形成権」の効力を確定させて、法律関係の変動が生じ、仲裁判断が取り消される。このように、当事者の「形成権」に基づき提起された訴訟が形成的訴訟なのであるから、私はこの説が最も妥当だと思っている。

2. 法定要件

仲裁判断は、国内仲裁判断と外国仲裁判断を含む涉外仲裁判断に分けられるので、それに対する取消事由も違ってくる。言い換えれば、中国では、国内仲裁判断と涉外仲裁判断に分けられ、二つの取消判断基準がある。国内仲裁判断の場合は中国仲裁法 58 条によるが、涉外仲裁判断の場合には、中国仲裁法 70 条「涉外仲裁判断に対する取消」の規定が「当事者により提出された証拠が中国民事訴訟法 260 条 1 項に該当した場合、人民法院は、合議廷を構成し審理の上で仲裁判断を取り消すと決定する。」⁹と決めるので、中国民事訴訟法 260 条 1 項が適用される¹⁰。但し、外国仲裁判断の場合、人民法院は、それを取り消すことができないが、中国民事訴訟法 269 条「…人民法院は、中華人民共和国が締結或いは加盟した国際条約、または互惠原則に基づき処理する。」という原則に従い執行不可と判断すべきである¹¹。

中国仲裁法 58 条の規定によれば、その 1 項で六つ同じく 2 項で一つ、合計で七つの取消事由がある。すなわち、①仲裁合意がない場合、②仲裁事項（対象）が仲裁合意の範囲外である、或いは仲裁委員会には仲裁権限がない場合、③仲裁廷の構成或いは仲裁手続が法定規定に違反した場合、④仲裁判断が基礎とした証拠が偽造だった場合、⑤相手方が、仲裁判断の公正性に影響を及ぼす証拠を隠した場合、⑥仲裁するのに、仲裁員による賄賂の要求または収賄、不正行為、法が曲げられたことなどの不法行為が存在した場合、⑦人民法院が、仲裁判断が社会公共利益に違反していると判断した場合¹²、である。

これらの事由は、三種類にまとめられる。すなわち、手続上の問題に属するのは①、③であり、実体上の問題に属するのは②、④、⑤、⑦であり、残りの⑥は、手続上と実体上の両方に関わる取消事由である¹³。

これに対して、涉外仲裁判断（外国仲裁判断を除く）の場合、取消事由は中国民事訴訟

法 260 条 1 項となり、すなわち①そもそも契約上に仲裁条項が存在しない、或いは後からの書面による仲裁合意が締結されていない場合、②被執行人に仲裁員を指定する機会が与えられていない、或いは仲裁手続に関する通知が届けられていない、また、被執行人の責めによらない原因で陳述機会が与えられていない場合、③仲裁廷の構成或いは仲裁手続が仲裁規則に違反している場合、④仲裁対象が仲裁合意の範囲を越え、または仲裁機関に仲裁権限がない場合、である。また、中国民事訴訟法 260 条 2 項には裁判官の職権(合議廷)による判断の規定、いわゆる公共秩序保留権限があり、人民法院は、当該仲裁判断を執行するには社会公共利益に違反すると認められた場合執行不可を決定する¹⁴。

これらを分析すると、中国民事訴訟法 260 条 1 項が手続上の問題に関する取消事由ばかりであり、同条 1 項④とその 2 項が国内の場合と同じで実体上の問題に属する。

3. 国内仲裁判断の取消の傾向¹⁵

表 1 から見れば、国内の場合、③と⑤が引用され取消の主張になることがかなり多い。また、「事実認定が明らかではない、法律適用には錯誤があり」という理由も多い。

北京仲裁委員会によりまとめられた色々な実践上のデータから見ると、人民法院が、基

本的に中国仲裁法 58 条に基づき取消訴訟を審理し、当該条文に該当しない主張或いは立証できない場合に対し支持せず却下したほうが多い。また、取り消すと決定した場合は、殆ど、実体上の問題である中国仲裁法 58 条 1 項②、すなわち仲裁判断が仲裁合意における仲裁範囲を超えたという仲裁権限の理由と手続上の問題である同条 1 項③、すなわち仲裁手続が法定規定に違反したという手続の理由、この二つの理由である¹⁶。要するに、国内仲裁判断の場合は、涉外仲裁判断と違い、実体上の問題も審査しその理由で仲裁判断が取り消される。

Ⅲ 裁判例の紹介と分析

1. 裁判例の紹介

(1) 裁判例①¹⁷

[事実概要]

仲裁の第一被申立人であるアメリカの会社 X と仲裁の申立人である中国のホテル経営会社 Y との間では、1999 年 2 月 4 日に「XX 型エレベーター売買契約」と「XX 型エアコン売買契約」及びそれらに関する「99. 2. 4 協議書」を巡って紛争が起り、中国国際経済貿易仲裁委員会（以下は CIETAC という）においては、仲裁が申し立てられ、CIETAC により上述の売買契約が成立し X

北京仲裁委員会による仲裁判断の取消に関する申請理由の数年来の統計表（表 1）

	仲裁 件数	取り消 された 件数	取消主張（すなわち取消事由の条文である中国仲裁法 58 条）							2 項 社会公 共利益 に違反 した	事実認定が明 らかではない、 法律適用には 錯誤があり
			1 項						2 項		
			①	②	③	④	⑤	⑥			
2003 年	28	1	6	2	12	7	8	5	3	7	
2002 年	29	1	1	11	6	7	12	4	1	11	
2001 年	31	1	2	6	13	4	9	1	1	15	
2000 年以前	16	4	2	4	8	1	7	3	1	3	
合計	28	7	11	23	39	19	36	13	6	36	

からYへの売買代金の払い戻し及び違約金、借金返済などのYによる請求が認められたという本件仲裁判断が下された。

ところが、Xは、本件仲裁判断に対し自らが、解除された合弁契約によりホテル経営から外され上述の売買契約などの当事者ではないと主張し、人民法院において取消訴訟を提起した。

[判 旨]

人民法院によれば、Xと第二仲裁被申立人との間においては、合弁契約の解除を巡って問題が起こったため、Xが本件のそれぞれの契約との関わりがあり、当事者の一方であると見なされる。そこで、Xが本件仲裁の当事者の一方であると確認ができ、お互いの仲裁合意がないというXの主張に対しこれを否定する。中国仲裁法58条に基づき仲裁判断を取り消すべきであるという請求には、事実と法律上の根拠が欠けており、中国仲裁法70条に基づきその請求を却下する。

(2) 裁判例②¹⁸

[事実概要]

仲裁申立人である中国のB公司（以下はYという）が、イギリス製の「MAHR GMBH」設備一台及び「FMM4」二軸座標測量機とその付属品を買うため、1997年4月30日、中国南昌で仲裁被申立人である中国香港のA公司（以下はXという）と編成番号が「95BUUC/KU999GHU」という売買契約を結んだ。しかし、品質などの問題があるため、お互いの話し合いが失敗した上で、Yが、中国国際経済貿易仲裁委員会（以下はCIETACという）において仲裁を申し立てた。そして、Xも、CIETACにおいてYに対し売買代金の未払い残金を支払えという反対請求を提起した。ところが、仲裁廷は、Yが購入した設備などをXに返却し運賃はXが負担すべきであり、XがYに売買代金及びそれに付く利息を払い戻し損害賠償も負われなければならないという仲裁判断を下し

た。

本件仲裁判断に対して、Xは、双方合意によると、仲裁を申し立てることができる範囲は、本件売買契約及びその付属品に関する付属書類だけに基づくということであり、それ以外の全て書類が仲裁できる範囲内に属しないため、保障承諾書に基づき仲裁を行うことができない。自らによる再開廷申請に応じなかったため陳述機会が与えられなかった。またはYによる請求を超え損害賠償まで認めたとする仲裁権限を超えた問題、などの理由を主張し人民法院に取消訴訟を提起した。

[判 旨]

人民法院は、その技術保障承諾書が、本件の売買契約の履行に関わる内容を示し本件売買契約における仲裁条項の効力に及ぼされる範囲内の書類であることを認めた。本件の仲裁廷が、当事者双方の捺印により作成された技術保障承諾書に基づき仲裁を行い仲裁判断を下したわけであるから、仲裁廷には、管轄権限を超えたという違法問題がない。それに、仲裁廷が、Yの請求を支持しXにはYから返品及びそれに係る一切費用を負担する責任がある、という仲裁判断を下したことに対して、人民法院は、それが仲裁廷にとって仲裁合意に基づき実体上の審理権限であるため、Xの主張を不支持にした。Xによる仲裁廷が充分な陳述機会を与えなかったという主張に対して、人民法院は、Xが自ら「再開廷申請」を取り下げたため、更にそれに関する充分な立証ができていないため、その主張を認めなかった。中国仲裁法60条に基づき、人民法院は、Xによる本件の仲裁判断の取消訴訟を却下した。

(3) 裁判例③¹⁹

[事実概要]

仲裁申立人である北京市某行政局（以下はY₁という）が、仲裁申立人である中国銀興公司（以下はXという）、仲裁被申立人であるアメリカの鴻天公司（以下はY₂という）、

仲裁被申立人である北京文源有限公司（以下は Y₃ という）との間では、中国国際経済貿易仲裁委員会（以下は CIETAC という）において仲裁が申し立てられ、Y₁ と Y₂ と Y₃ が X に事業補償金（すなわち土地使用料）及びそれに付く遅滞違約金を支払うべきであり、それ以外の仲裁請求と被申立人による反対請求を却下したという CIETAC により下された本件仲裁判断を巡って紛争となり、本件仲裁判断を取り消すという訴訟が Y₁ により提起された。

1992 年、本件に関わる業務用土地が有料で Y₁ へ貸され、その後から Y₁、Y₂、Y₃ と X 及び第三者との間で「洋橋総合業務用ビル建設事業提携契約」という本件契約を結んだ。本件契約によれば、Y₁ に対する事業補償金を支払うこととなり、本件項目に関わる建築面積、事業補償金の計算方法、支弁方法及び違約責任に関しては、明示されている。結局は、上述のように紛争が生じ仲裁が申し立てられた。ところが、Y₂ は、CIETAC において実際の建築面積が契約における約定面積より小さいという理由で Y₁ に損害賠償などを請求するという反対請求を申し立てた。

X の訴訟主張によれば、仲裁廷が仲裁員の指定において「仲裁規則」27 条に基づき被申立人の三方に共同で指定させることをしなかったため、仲裁規則の条項適用には錯誤があり、十分な陳述機会が与えられていなかった。仲裁の目的物である建築面積が拡大され仲裁権限が超えられた、または社会公共利益にも違反した、などの理由である。

[判旨]

人民法院によれば、まず、本件の仲裁廷構成について、Y₃ が規定の期限内に他の二者の仲裁被申立人と共同で仲裁員を指定しなかったため、代わりに CIETAC の主任により仲裁員が選任され、そのような選任方法が仲裁規則の 27 条に基づいたものであり、手続き上には、違法性がないし、条文適用にも問題がない。但し、仲裁廷が適用した仲裁規則

の条文についての解釈は充分正確だと言えない。X が、仲裁廷の構成から仲裁判断が出るまでその仲裁廷構成に対する異議を一回も提出していなかったため、仲裁廷の構成に対し同意したと見なされ、その取消の理由が仲裁取消事由に該当しない。それに、仲裁廷が、4 回も開廷し本件仲裁の当事者に充分陳述機会を与えていた。更に、仲裁廷が仲裁契約に基づき仲裁判断を下したわけで管轄権限を超えていないことが認められる。仲裁手続費用の前払い金について Y₁ が事前に仲裁廷との話し合いを行い仲裁廷から許可を得たため、それに関する X の主張が支持できない。また、本件の仲裁判断も公序利益に違反していない。よって、人民法院が、中国の仲裁法 60 条に基づき原告による取消訴訟を却下し本件の訴訟費用とする 3000 人民元は X が負担すると言いつ渡した。

(4) 裁判例④²⁰

[事実概要]

仲裁被申立人であるアメリカの X 会社が、仲裁申立人である中国四川の Y 輸出入会社との間において、中国国際経済及び貿易仲裁委員会北京総部（以下は本件仲裁委員会という）により「X には債務不完全履行という責任があるなど」という本件仲裁判断を巡って人民法院に取消訴訟を提起した。

1997 年 9 月 12 日、Y が、D 公司及び共同経営会社である中国の B 会社に依頼され輸出入業務の代理人として、X と 16000 トンの精選銅鉱を輸入するための売買契約を結んだ。その後、「精選銅鉱加工契約」、「売買契約修正案」などもそれぞれ結ばれた。1999 年 5 月 26 日、Y が、本件売買契約の仲裁条項に基づき目的物の引渡し遅滞や量的不足などの X による債務不完全履行という理由で本件仲裁委員会において仲裁を申し立てた。

本件の仲裁判断に対する取消訴訟において、X は、その加工売買契約には仲裁に関する条項が設けられていなかったため、仲裁権限がないし、それに、答弁機会も与えられて

いなかったため、中国民事訴訟法 260 条 1 項 2 号の「…あるいは被申立人が負うべきではないその他の理由によるため、陳述できなかった場合」に違反したと主張した。

[判 旨]

人民法院によれば、損害賠償協議が、D 公司、X 及び Y との間において本件売買契約における目的物の最終ユーザー、イコール本当の買主である E 公司の賠償問題を巡って結ばれた契約であり、本件売買契約から Y の責任がなくなったため、Y には、本件売買契約に基づいて X に対し E 公司の代わりに損害賠償を請求する権限もなくなってしまった。それによって、Y による損害賠償請求が本件売買契約に関わる仲裁合意の範囲内の問題だと判断した仲裁廷は、中国の民事訴訟法 260 条 1 項 4 号の「…仲裁対象が仲裁契約における範囲内の問題ではない場合…」という仲裁判断の取消事由に該当したので、中国の仲裁法 70 条に基づき本件の仲裁判断を取り消すべきであり、人民法院が X による主張を認めた。

(5) 裁判例⑤²¹

[事実概要]

仲裁被申立人であるアメリカの X 公司是、仲裁申立人である Y との間で中国国際経済貿易仲裁委員会（以下は CIETAC という）により下された本件仲裁判断について人民法院においてそれに対する取消訴訟を提起した。

Y により提出された「支払い契約」（以下は本件契約という）を巡って CIETAC において仲裁が申し立てられ、X に対し紹介費用の支払いが求められた。2002 年 6 月 11 日、CIETAC は、本件契約が有効であり Y による請求を認めるという本件仲裁判断を下した。

本件仲裁判断に対して、X は、自然人である Y と本件契約を結ぶことができるわけがないし、しかも、リポートを取るように本件

契約を結んだことは、中国の反不正競争法 8 条 1 項の「販売または購買のため、経営者が財務あるいは他の手段による賄賂をはかってはならない；暗闇のリポートを与えたあるいは取った場合は、賄賂だと見なされ処罰が与えられる。」という規定によれば、Y が「商業収賄」だと見なされ罪が問われるべきであり、社会公序利益に違反しているなどと主張した。

[判 旨]

人民法院によると、X がアメリカにおいて登記した会社であるため、Y との間での紛争が涉外要素を持っている。その紛争に関する仲裁判断が涉外仲裁判断だと見なす。中国の仲裁法 70 条によれば、涉外仲裁判断に関する取消訴訟は、中国の民事訴訟法 260 条 1 項に基づき審理されるべきである。本件契約が偽造されたという X の主張に対しては、それが証拠真偽の認定問題であり、実体上の問題であるため、仲裁廷の審理権限に属し、取消事由には該当していない。それに、人民法院が審査した上で本件仲裁判断には、社会公序利益に違反した事実がない。X は社会公序利益に違反したと主張するが、これは法定事由と一致するものではなく、X の誤認である。よって、人民法院は、中国仲裁法 60 条に基づき本件取消訴訟を却下し訴訟手続費用とする 3000 人民元は、X が負担すべきであり、本件訴訟が最終審であると言い渡した。

2. 涉外仲裁判断の取消についての裁判例の分析

本論文で紹介した五つの裁判例が、何れも人民法院において提起された涉外仲裁判断に対する取消訴訟についてのものである。取消についての主な事由は、次の通りであり、中国民事訴訟法 260 条 1 項の①（仲裁合意の問題）を引用したのは、裁判例①であり、同じく②（陳述機会の問題）を引用したのは、裁判例②、③であり、同じく③（仲裁廷構成或いは仲裁手続の問題）を引用したのは、裁判

例③であり、同じく④（仲裁権限の問題）を引用したのは、裁判例②、③、④、⑤であり、同条2項（社会公共利益の問題）を引用したのは、裁判例③、⑤である。

以上をまとめると下記の表2の通りである。

ところで、表2から見ると、引用されて最も多かったのは、④の仲裁権限に関する取消

事由であり、やはり仲裁廷の仲裁権限が否定されるには、色々な理由が存在するわけだが、殆ど人民法院に認められず、特に証拠真偽についての問題に対する人民法院の見解は、実体上の問題なので改めて審査しない、というものである、また、北京仲裁委員会によりまとめられたデータから見ても、同じ結論であり、すなわちこのような訴訟結果は、中国

裁判例の分析（表2）

裁判例	裁判例 取消主張（取消事由条文引用）	人民法院の判断または審理結果
①	本件契約の当事者ではないと主張し仲裁合意を否定した（中国民訴260条1項①「仲裁合意に関する規定」）	Xが本件仲裁の当事者の一方であると確認ができ、お互いの仲裁合意がないというXの主張に対し否定した。
② ③	陳述機会が十分与えられなかったと主張した（同法1項②「陳述機会に関する規定」）	認めなかった。
③	三方被申立人に仲裁員を共同で指定させなかったという仲裁員指定手続には問題ありと主張した（同法1項③「仲裁廷構成或いは仲裁手続」に関する規定）	手続上には、違法性がないし条文適用にも問題がない。
②	根拠となる書類が仲裁できる範囲内に属しないという仲裁権限を否定した（同法1項④「仲裁権限に関する規定」）	根拠書類である技術保障承諾書の効力を認め、仲裁廷には管轄権限を超えたという違法問題がない。
③	仲裁対象である建築面積が実際より拡大したため、仲裁廷の管轄権限を超えたという仲裁権限に関わる主張だ（同上）	仲裁契約に基づき仲裁判断が下されたわけで管轄権限を超えていないことが認められる。
④	加工売買契約には仲裁条項が設けられていない、つまり、仲裁対象が本件契約における仲裁合意の範囲に属しないため、仲裁権限がないと主張した（同上）	「…仲裁対象が仲裁契約における範囲内の問題ではない場合…」という仲裁判断の取消事由に該当したので、取り消すべきである。
⑤	本件契約が偽造され無効であるため、仲裁廷には審理権限がないという主張だ（同上）	証拠真偽の認定問題が実体上の問題であり、仲裁廷の審理権限に属するので、取消事由に該当していない。
③ ⑤	社会公共利益に違反したという主張だ（同法2項「社会公共利益に関する規定」）	本件仲裁判断も公序利益に違反していない。 主張が社会公共利益に関する法定事由と一致していないくXの誤認である。

民事訴訟法及び仲裁法による「涉外仲裁に対しては、人民法院が手続上の問題だけにおいて審査する権限を有する」という立法趣旨²²が実践上にあらわれた効果である。但し、裁判例④のように、国内仲裁判断と同じく実体上の問題である仲裁合意の範囲を超えたまたはそれに属しないという仲裁権限の問題に関しては、人民法院がそれを認め仲裁判断を取り消すべきだと決定した場合もある。

表2の中の「人民法院の判断または審理結果」から見れば、裁判例④以外は、人民法院は、原告による主張を認めなかった。何れにせよ、司法監督という観点より考えると、人民法院が監督主動権を握る国内仲裁の場合と違い、涉外仲裁の場合は、当事者にとって更に自由権が与えられているため、人民法院による司法監督が制限されている²³。

IV おわりに

仲裁判断に対する取消は裁判所による司法監督の結果に過ぎない。特に涉外仲裁の場合、司法監督のあり方として、取消以外には執行不可、承認と執行がある。中国では、地方人民法院による司法監督権限の濫用を防ぐため、最高人民法院は、「人民法院により取り消される涉外仲裁判断に関する最高人民法院の通知」という解釈を公布した。すなわち「中級人民法院が審査した上で、涉外仲裁判断が中国民事訴訟法260条1項の取消事由に該当する場合、その人民法院が、仲裁判断を取り消すか、または改めて仲裁廷に再審理させるという決定を下す前に、管轄権限がある高級人民法院に報告し、再度の審理を求めなければならない。高級人民法院が同じ意見を出す場合、直ちに最高人民法院に報告すべきである。そして、最高人民法院から指示を得たそのとき、人民法院は、始めて上記のような決定を下すことができる。²⁴」²⁵。しかし、現状では、人民法院が最高人民法院の指示を受けるまでには時間がかなりかかるようであり、国際的な評判に対して悪い影響を及ぼし

ている²⁶。やはり、中国にとっては、司法審査の効率の改善と仲裁制度への支持に一層の力を入れることが目前の課題だと考える。

- 1 張斌生（主編）『仲裁法（新論）』（厦門大学法学院訴訟法学系列）2002年 厦門大学出版社 364頁
- 2 趙秀文『國際商事仲裁及びその適用法律研究』（國際經濟法系列）2002年 北京大學出版社 299頁
- 3 宋連斌『國際商事仲裁における管轄権限の研究』（國際商事仲裁系列）2000年 法律出版社（中国）6頁
- 4 宋連斌・前掲注（3）3頁
- 5 郭寿康、趙秀文（主編）『國際經濟貿易仲裁法（訂正版）』（高等學校法學教材）1999年 中國法制出版社 375頁
- 6 趙秀文・前掲注（2）301頁
- 7 張斌生（主編）・前掲注（1）329～330頁
- 8 趙健『國際商事仲裁の司法監督』（國際商事仲裁系列）2000年 法律出版社（中国）236頁
- 9 日本語訳が私訳である
- 10 張斌生（主編）・前掲注（1）331頁
- 11 張斌生（主編）・前掲注（1）331頁
- 12 日本語訳が私訳である
- 13 張斌生（主編）・前掲注（1）330頁
- 14 日本語訳が私訳である
- 15 伍遠超『北京仲裁』（第51集）2004年 法律出版社（中国）16頁
- 16 伍遠超・前掲注（15）18頁
- 17 顧国増、宋艶芳『商事仲裁裁判例（典型案例分析及び実務）』2005年 群衆出版社 30頁
- 18 顧国増、宋艶芳・前掲注（17）54頁
- 19 顧国増、宋艶芳・前掲注（17）78頁
- 20 顧国増、宋艶芳・前掲注（17）131頁
- 21 顧国増、宋艶芳・前掲注（17）264頁
- 22 韓健（主編）『涉外仲裁司法審査』（中国國際經濟貿易仲裁委員會華南分會編集）2006年 法律出版社（中国）404頁
- 23 韓健・前掲注（22）396頁
- 24 日本語訳が私訳である
- 25 1998年4月23日、法[1998]40号
- 26 韓健・前掲注（22）74頁